

V 都市安全課関係

V-1	宅地造成等規制法の一部を改正する法律案について……………	1
V-2	都市防災総合推進事業について……………	3
V-3	宅地防災等の推進について……………	7
V-4	防災集団移転促進事業等について……………	11
V-5	都市災害復旧事業等について……………	12
V-6	復興まちづくりのための事前準備について……………	16

V-1 宅地造成等規制法の一部を 改正する法律案について

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**点検が必要な箇所は約3.6万箇所** (11月末暫定集計)。



死者・行方不明者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市



H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町



廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化**

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○ 規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

V-2 都市防災総合推進事業について

都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

赤字部：R4年度予算拡充事項

○ 都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査 ※盛土規制法に基づく基礎調査	1 / 3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む)) ・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー、避難センター等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1 / 2
激甚災害被災地 等※2	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率 2 / 3

※2：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

○ 地区要件

施行地区	<事業メニュー① ③～⑤> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー⑥> 大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	<事業メニュー⑦> 重点密集市街地
	<事業メニュー⑧> 激甚災害による被災地 等
	事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※2

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



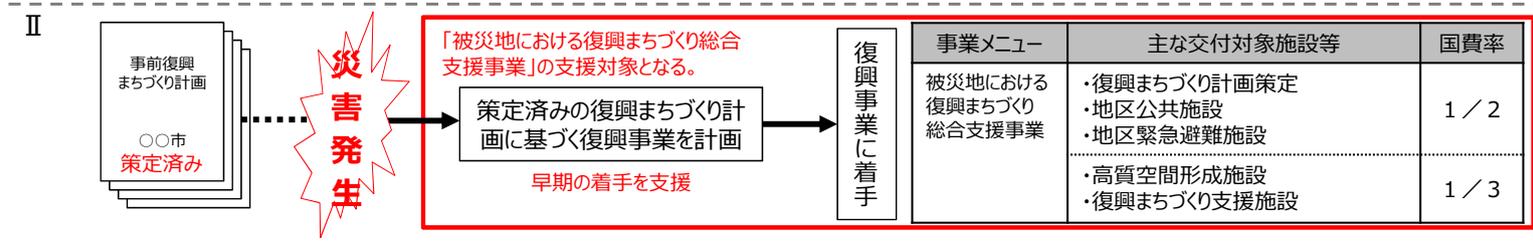
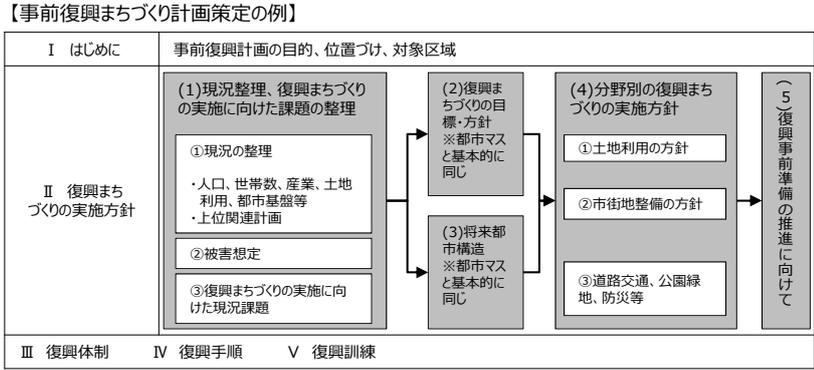
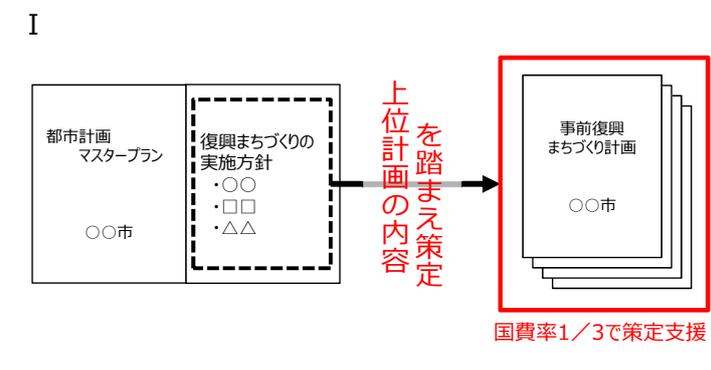
都市防災総合推進事業の拡充《令和4年度予算》

背景

- 自然災害の激甚化・頻発化が進む中、早期かつ確な復興を可能にするための「事前復興まちづくり計画」策定の必要性が求められている。
- しかし、「復興まちづくり計画策定」にあたっては、一定の費用がかかることもあり、多くの自治体で目標策定に着手できていないところ。
- また、「被災地における復興まちづくり総合支援事業」は、主な地区要件が激甚災害被災地(対象が確定に年度末)に限られている。

拡充

拡充	内容
I 「事前復興まちづくり計画策定支援」を事業メニューに追加	○ 地区レベルのみならず、行政区域全域を対象とした、事前復興まちづくり計画の策定を支援（国費率1/3）
II 「被災地における復興まちづくり総合支援事業」の地区要件を拡充	○ 『地域防災計画や都市計画マスタープランなどの上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえ、事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村』を追加



都市防災総合推進事業の拡充《令和4年度予算》

【ソフト対策】

○ **事前復興まちづくり計画策定（1/3補助）**
 ・大規模災害を想定し、事前に復興まちづくり計画を策定することを目的とした、事前復興準備の取組に対して支援。（※復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）を参照）
 <主な支援内容>

訓練

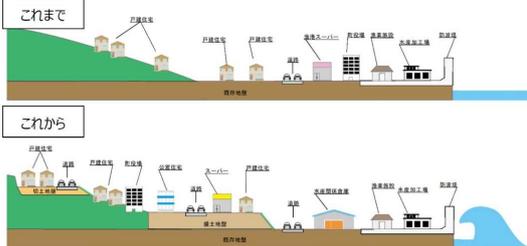
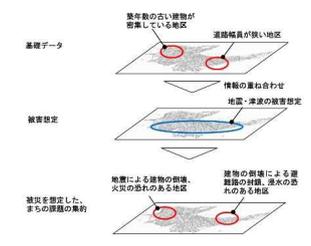
例：講習会の開催、ワークショップの開催、復興イメトレなど、自治体職員および住民への事前復興に関する啓発訓練に要する経費
 ※オンラインで開催するものを含む

基礎データ

例：まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、インフラ関連の台帳、地籍調査などの都市の基礎データの事前整理、分析

目標

例：まちづくり課題の抽出、復興手法の検討、事前復興計画の作成



(訓練) 地元住民と復興訓練の開催 (基礎データ) ハザードマップの整理

(目標) 具体的な復興イメージの事前検討・作成

復興事前準備の5つのポイント

体制 の事前検討
 復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順 の事前検討
 どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練 の実施
 職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ の事前整理、分析
 どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標 の事前検討
 市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

都市防災総合推進事業は、以下の内容について支援可能です。

【ソフト対策】

○ 災害危険性の把握、ハザードマップなど

【災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援（1 / 3 補助）】

- ・中小河川や内水氾濫等の浸水シミュレーション、浸水想定作成
- ・地域のハザードマップの作成、地区防災計画の作成
- ・住民ワークショップの開催、地区のまちづくり方針の作成
- ・指定緊急避難場所や避難経路（民間施設含む）の災害安全性の調査

例：津波の耐浪性診断、崖崩れ・土石流に対する構造安全調査（耐震診断は不可）、避難路沿いの崖等の安全調査など（工事を行う場合は、地区公共施設等整備の設計費として対応することも可（1 / 2 補助））



住民組織による防災マップの作成



まち歩きによる避難や危険箇所の啓発活動



防災ワークショップの開催

【ハード対策】

○ 地域の避難性や防災性向上のための避難路・避難地・空地の整備・改良

【地区公共施設整備（工事1 / 2、用地1 / 3 補助）】

- ・避難路、避難地の整備
- ・避難路の安全性確保のための対策
例：アンダーパス等における排水ポンプ、排水路、避難路沿いの崖やブロック塀の崩落防止対策、火災により避難路の通行に支障が及ぼすおそれのある箇所における自主防災組織が活用する消火施設など
- ・避難地、防災公園の防災対策
例：マンホールトイレ、非常用照明設備、飲料水確保のための耐震性貯水槽、浸水対策（排水路、ポンプ、地盤高上げ等）など
※耐震性貯水槽については、消防署や消防団が利用する消火目的の場合は支援対象外だが、災害時に避難者の飲用水・生活水の確保のための施設は支援対象。
- ・災害危険性の高い場所におけるバッファゾーン（防災空地）の確保
例：密集市街地や文化財周辺における火除け地の整備、土砂災害の危険性の高い箇所における防災空地の整備など



避難地



マンホールトイレ

かまどベンチ



避難路整備(道路の拡幅)

○ 地域の指定緊急避難場所の整備・機能向上

【地区緊急避難施設（工事1/2、用地1/3補助）】

・津波や洪水避難タワー、専ら避難のために必要な建物整備（指定緊急避難場所として指定することが必要。民間施設も可）

・既存の指定緊急避難場所（民間施設含む）の機能強化

例：避難環境維持のための施設整備（非常用発電設備、備蓄倉庫、非常用照明等）、建物や周辺敷地の浸水・土石流対策（津波や土石流に対する構造改修、防水板・壁の設置、周辺の崖対策、避難場所の高床化等）、避難性向上のための施設機能強化（外付け階段や屋上への手すりの設置、自動解錠装置の設置等）、感染症対策に資する機能（仕切り壁、大規模換気設備等）など

※備蓄倉庫については、消防署や消防団の消防器具を保管する場合は支援対象外だが、自主防災組織等の住民団体が災害時に使用する消防・防災資機材を保管する場合は支援対象。

※設備については、原則、非常用電源が設置されている等の非常時でも使用できる環境であること。

※感染症対策について、扇風機や持ち運び可能な間仕切り等の備品の購入は対象外。



津波避難タワーの整備



避難センターの整備



避難場所の機能追加
（備蓄倉庫等）



既存施設（市営住宅等）への
避難階段設置

密集市街地の整備改善について

「危険密集市街地※1」において、道路・公園等の公共施設の整備、老朽建築物の除却・建替えや、備蓄倉庫の設置、防災マップの作成、避難・消火訓練等を促進することにより、ハード・ソフトの両面から密集市街地の整備改善を推進

危険密集市街地の面積※2

約2,220ha
(令和2年度末)



おおむね解消
(令和12年度まで)

地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率※2

約46%
(令和2年度末)



100%
(令和7年度まで)

※1 密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地
※2 住生活基本計画(全国計画)【令和3年3月19日閣議決定】における成果指標

危険密集市街地の状況(R3.3 公表)

都府県	市区町村	面積
埼玉県	川口市	54ha
千葉県	浦安市	8ha
東京都	台東区、墨田区、品川区、大田区、北区	267ha
神奈川県	横浜市	355ha
滋賀県	大津市	10ha
京都府	京都市	220ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、門真市、寝屋川市、東大阪市	1,014ha
兵庫県	神戸市	190ha
徳島県	鳴門市、牟岐町	5ha
高知県	高知市	18ha
長崎県	長崎市	95ha
沖縄県	嘉手納町	2ha
合計(22市区町・111地区)		2,219ha

地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率	約46% (51地区)
-----------------------	----------------

「防災・安全交付金」、「社会資本整備総合交付金」、「密集市街地総合防災事業」等により地方公共団体の取組を支援

道路等の整備、沿道建築物の不燃化

老朽建築物の除却・建替による不燃化

公園・空地の整備

避難路の確保

広域的避難場所の整備

従前居住者用住宅の整備

V-3 宅地防災等の推進について

(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策)

11

大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

概要: 個別の大規模盛土造成地等において、地盤調査等を実施し、安全性の確認・把握等を実施する。
府省庁名: 国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

大規模盛土造成地等の安全性の把握・確認等により宅地の被害を軽減、防止する。

①大規模盛土造成地を有する約1,000市区町村における、安全性把握調査に着手した市区町村の割合

現状: 4.1% (令和元年度) 中長期の目標: 100%

本対策による達成年次の前倒し 令和27年度 → 令和12年度

②液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数

中長期の目標: 50市区町村

本対策による達成年次の前倒し 令和36年度 → 令和14年度

※液状化の発生傾向が強いエリアが多く含まれる市区の数: 50

◆5年後(令和7年度)の状況

①達成目標: 60%

※大規模盛土造成地が多い市区町村の数: 約600

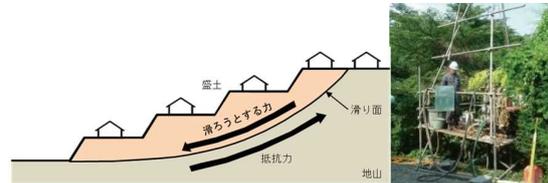
②達成目標: 25市区町村

※液状化の発生傾向が強いエリアが特に多く含まれる市区町村の数: 25

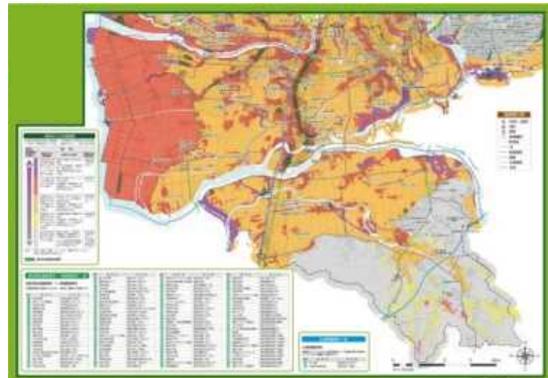
◆実施主体

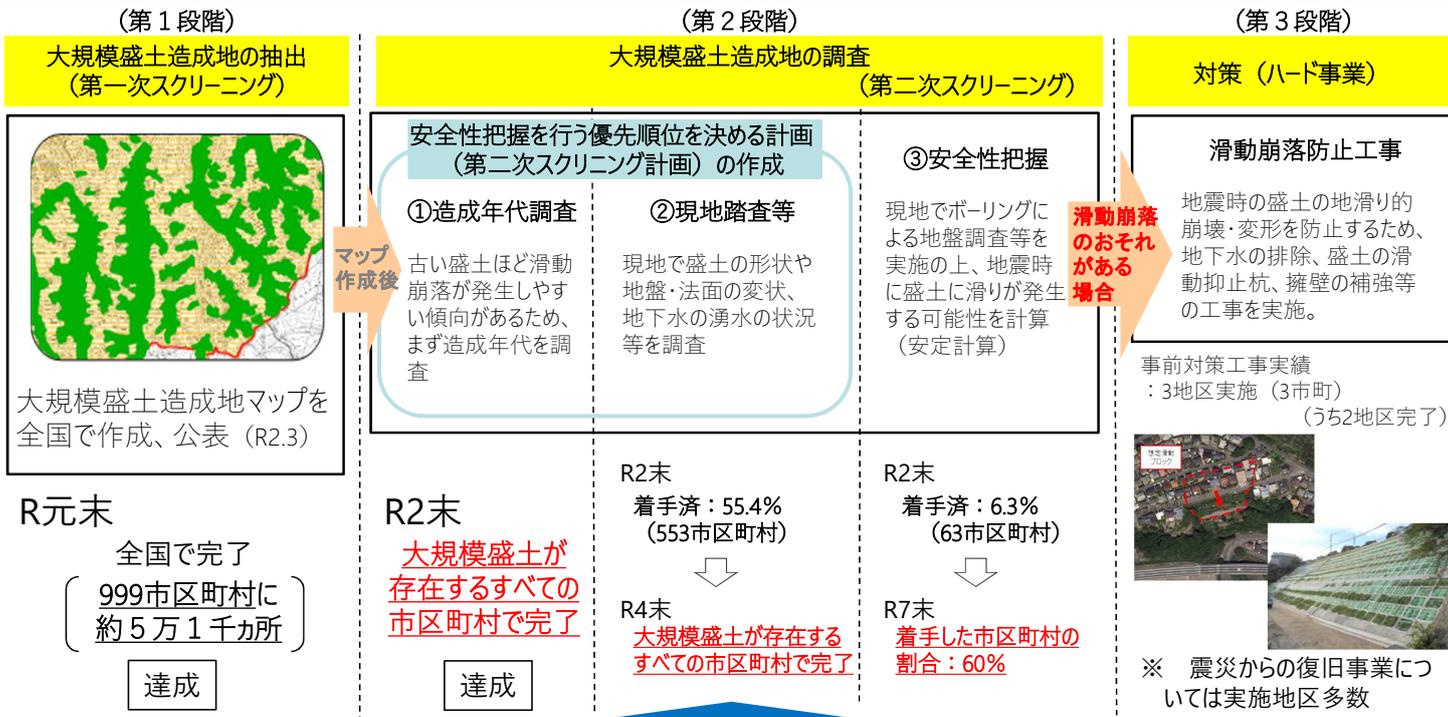
・地方公共団体

＜安定計算と現地調査による安全性把握のイメージ＞



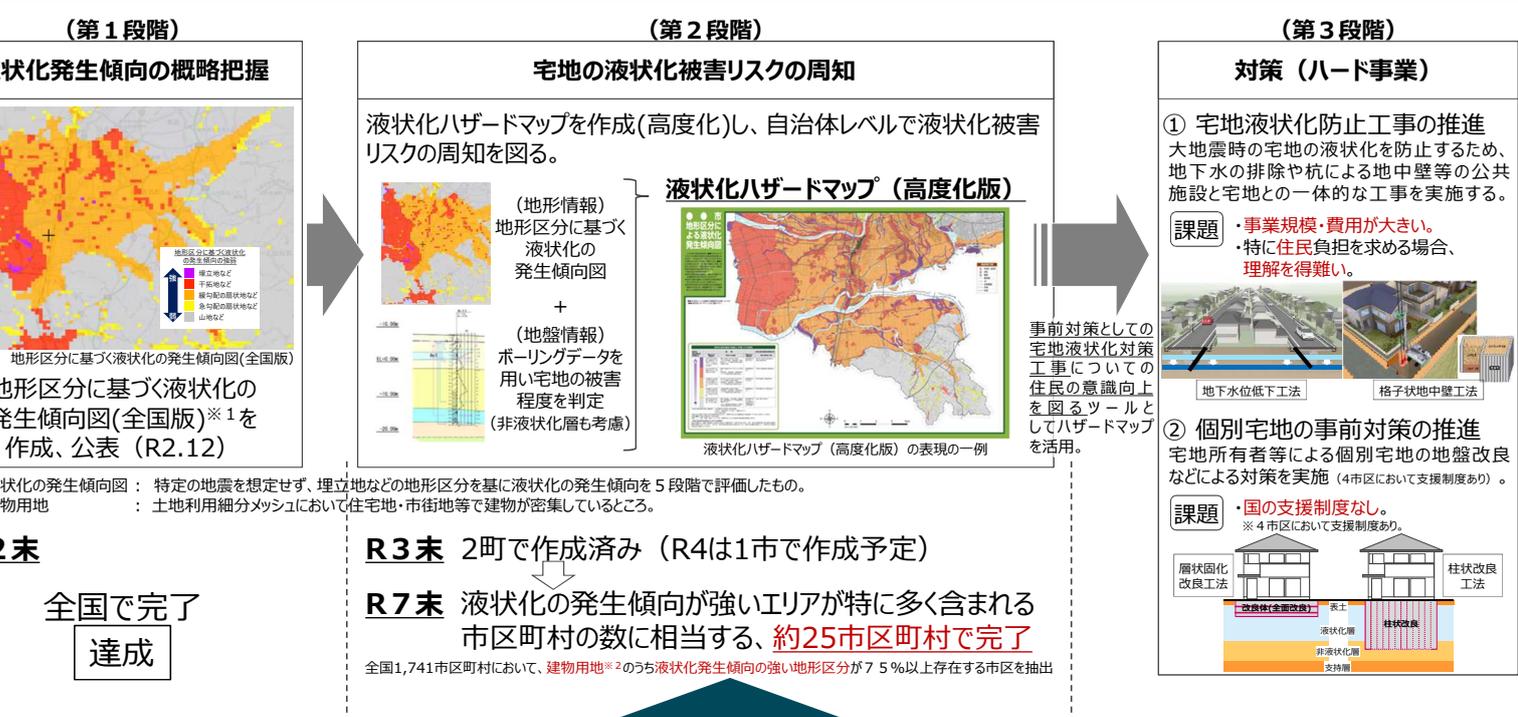
＜液状化ハザードマップ(高度化)のイメージ＞





宅地耐震化推進事業により支援

<p>○変動予測調査等</p> <p>大規模盛土造成地マップの作成や、大規模盛土造成地の安全性把握のための調査等に要する費用を補助。</p> <p>事業主体 地方公共団体、宅地所有者等 (間接補助)</p> <p>交付率 1/3、1/2 (令和4年度まで)</p>	<p>○滑動崩落防止工事</p> <p>一定の要件を満たす大規模盛土造成地について、滑動崩落防止工事のための設計及び同工事に要する費用を補助。</p> <p>事業主体 地方公共団体、宅地所有者等 (間接補助)</p> <p>交付率 1/4、1/3 (公益施設等に被害のおそれ等の要件あり)、1/2 (立適計画の防災指針に即して実施する場合)</p>
--	--



宅地耐震化推進事業により支援

<p>○変動予測調査等</p> <p>大地震等が発生した場合に、宅地液状化マップ作成に要する費用の一部を補助。</p> <p>事業主体 地方公共団体、宅地所有者等 (間接補助)</p> <p>交付率 1/3、1/2 (令和4年度まで)</p>	<p>○宅地液状化防止事業</p> <p>宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化事業に要する設計費及び工事費の一部を補助。</p> <p>事業主体 地方公共団体、宅地所有者等 (間接補助)</p> <p>交付率 1/4、1/2 (熊本地震及び北海道胆振東部地震の被災宅地) (立適計画の防災指針に即して実施する場合)</p>
---	--

◆ 液状化に対する事前対策の現状

- 自身が住む地域の液状化被害リスクを知らない
- 液状化ハザードマップの作成は義務化されておらず、その作成は進んでいない
- 液状化は局所的な被害が多いため、事前対策は後回しとなる（耐震対策や津波対策が優先）

住民・事業者と行政とで、液状化被害リスクを確認・共有し、事前の備えについて共に考えることが重要！

◆ 「リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き」

国土交通省都市局都市安全課では、令和2年3月に「リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き」を公開し、液状化ハザードマップの作成とハザードマップを活用したリスクコミュニケーションを実施を推進している。

液状化ハザードマップの3つの特徴

- ① 地域全体の液状化発生傾向を確認するための「地域の液状化発生傾向図」の作成
- ② 個別宅地等の液状化被害リスクを確認するための「宅地の液状化危険度マップ」の作成
- ③ 液状化被害と対策・対応への理解を深めるための「災害学習情報」の作成

3つの資料を活用し、事前液状化対策の推進に向けたリスクコミュニケーションを実施

◆ 液状化ハザードマップを活用したリスクコミュニケーション

<p>「防災力の向上対策」への液状化ハザードマップの活用</p> <p>◆ リスクコミュニケーションの主体者 ○ 住民・事業者 ⇄ 行政</p> <p>◆ 実施方法 ○ ワークショップや出前講座、また説明会等において、「地域の液状化発生傾向図」や「宅地の液状化危険度分布図」を基礎資料として活用し、地域や個別宅地の液状化被害リスクを確認・共有する。</p> <p>気づく・備える</p>	<p>「命を守る対策」への液状化ハザードマップの活用</p> <p>◆ リスクコミュニケーションの主体者 ○ 住民 ⇄ 行政、行政 ⇄ 行政</p> <p>◆ 実施方法 ○ 住民とのワークショップ等において、「宅地の液状化危険度分布図」と避難路を重ね合わせ、安全な避難路を確認・設定する。また、行政においては、緊急性の高い避難路の対策是非や対策優先度の検討を行う。</p> <p>安全に逃げる</p>	<p>「生活と社会機能を記事する対策」への液状化ハザードマップの活用</p> <p>◆ リスクコミュニケーションの主体者 ○ 行政 ⇄ 行政</p> <p>◆ 実施方法 ○ 被災すると地震後の生活に大きな影響を及ぼす緊急輸送道路やライフライン施設と「地域の液状化発生傾向図」や「宅地の液状化危険度分布図」とを重ね合わせ、対策是非や対策優先度の検討を行う。</p> <p>被害軽減を図る</p>
--	---	---

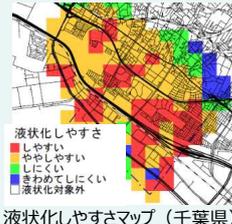
宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

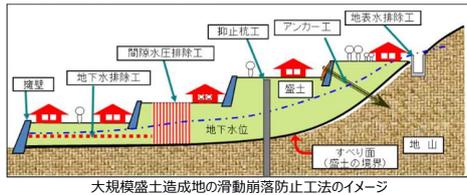
大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や応急対策工事に要する費用の一部を補助。

- 事業主体 地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
 交付率 1/3、1/2（2022年度まで）
 交付対象 ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査
 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の応急対策工事



○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



- 事業要件
 ① 宅造法第16条第2項の動否又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
 ② 下記のいずれかに該当すること
 ・盛土面積3,000㎡以上かつ被害を受けるおそれのある住戸10戸以上
 ・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ被害を受けるおそれのある住戸5戸以上
 ・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
 ③ 滑動崩落により、道路、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの
- 事業主体 地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
 交付率 1/4、1/3、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）
 交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

○ 宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



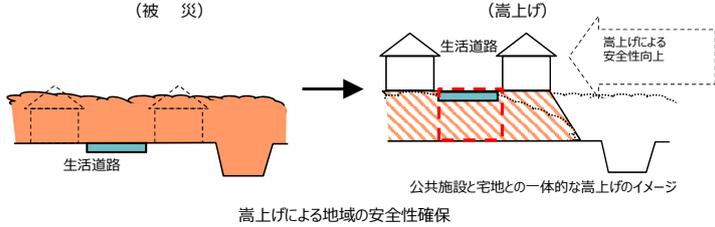
- 事業要件
 ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
 ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
 ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの
- 事業主体 地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
 交付率 1/4、1/2（熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る）
 交付対象 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通
 上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率 1/2
 ① 立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合 ② 滑動崩落により人家10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合 ③ 震度5弱相当で滑動崩落する場合

宅地耐震化推進事業の概要

○ 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）

大規模な土砂災害による被災地において、地域の安全性を確保するために、宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。



事業要件

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区
- ② 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区
- ③ 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が5戸以上であるもの
- ④ 堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの
- ⑤ 宅地造成等規制法施行令第二章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

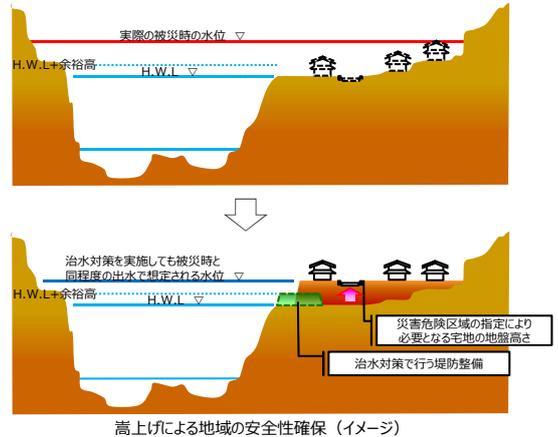
事業主体 地方公共団体

交付率 1/2

交付対象 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

○ 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを行う事業に要する費用の一部を補助。



事業要件

- ① 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- ② 建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。
- ③ 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。
- ④ 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

事業主体 地方公共団体

交付率 1/2

交付対象 宅地嵩上げ安全確保工事に要する設計費及び工事費

補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担

国負担1/2	地方公共団体負担1/2 災害復旧事業債適用 (充当率100%)
□ 国の実質負担分	地方負担分のうち元利償還 の95%を交付税措置

盛土による災害の防止に係る支援制度 <盛土による災害の防止>

令和3年度に実施した盛土による災害防止のための総点検を踏まえ、行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が実施する安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助。

■ 宅地耐震化推進事業※1

■ 盛土緊急対策事業※2

盛土による災害防止のための総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について、安全性把握のための調査や対策工事を推進。



安全性把握調査
(ポールリング調査)



盛土撤去工事のイメージ

国費率	安全性把握調査等		対策工事等	
	1/2	2/3	1/2	2/3
地方 財政 措置	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率20%) 特別交付税 (措置率50%)	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率45%) 特別交付税 (措置率70%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率20%) 特別交付税※4 (措置率50%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率45%) 特別交付税※4 (措置率70%)
対象	安全性把握調査、応急対策工事		盛土の撤去工事※5、盛土の崩落防止工事	
期限	令和6年度までに実施	令和4年度までに実施	令和7年度までに着手	
要件	左記に加え、 ・対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること ・対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について、安全性把握のための調査や対策工事を推進すること		左記に加え、 ・対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること ・行為者等に対し、勧告、命令等の行政指導が行われていること※5、※6 ・行為者等が対応困難な場合で行為者等に対して求償を行うこと※5、※6	

※1 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地が対象

※4 盛土の撤去工事のうち適償性のないものに限る

※2 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土が対象

※5 盛土緊急対策事業の

※3 応急対策工事のうち適償性のあるものに限る

※6 行為者等が確知できない場合を除く

V-4 防災集団移転促進事業等について

防災集団移転促進事業の概要

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

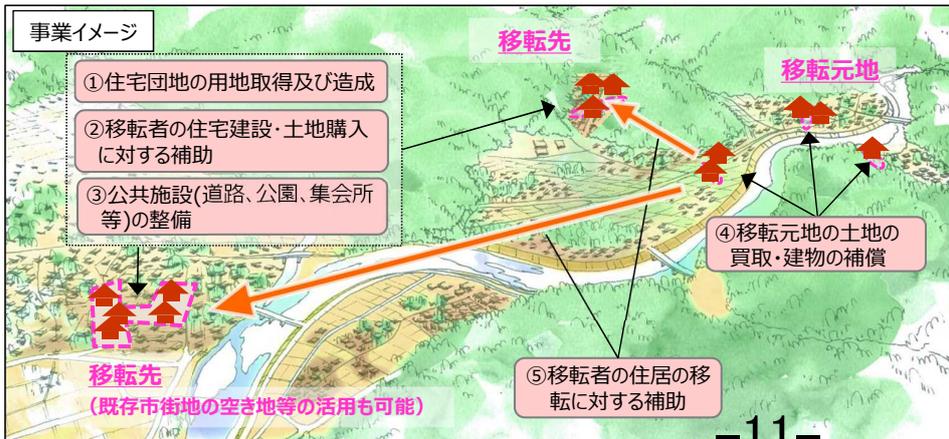
移転先（住宅団地）

5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

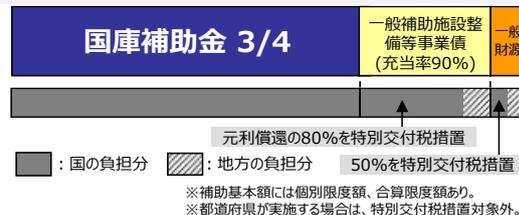
【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（住居の移転に関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地の買取・建物の補償
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）

事業イメージ



補助基本額における財源内訳



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
※事業計画等の策定に必要な経費の適償性に関しては、財政部局と協議すること。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

V-5 都市災害復旧事業等について

都市施設の速やかな復旧を図る～都市災害復旧事業～

異常な天然現象（右図）により被害を受けた公園等の復旧を行う地方公共団体に支援を行い、民生の安定、公共の福祉を確保するもの

【対象】

[1] 災害を受けた公園、街路及び都市排水施設等の復旧事業

[2] 災害により市街地に堆積した多量の土砂の排除事業

担当：国土交通省 都市局 都市安全課（電話 03-5253-8402）

災害原因	異常な天然現象に該当する基準
(1) こう水	(イ) 警戒水位以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合河岸高（低水位から天端まで）の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未滿でも時間雨量等が特に大（時間雨量20mm以上）
(3) 暴風	最大風速（10分間平均）15m以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微でないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等	特に定めていない

根拠法令等	対象施設等	補助率	激甚	補助概要・事例など
公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 （負担法）等	公共土木施設 公園 （都市公園に設けられたもので、園路及び広場、花壇などの修景施設、休憩所、遊戯施設、運動施設、トイレ等）	2/3 ～※ ※北海道、 離島、沖縄等 は4/5～	高 上 げ	 <p>法面崩壊とともに園路にも影響、園路の機能が確保できていない</p>  <p>体育館の天井が崩落</p>
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	<p><都市計画区域内における></p> <p>都市排水施設等</p> <p>①下水道法の下水道以外の都市排水施設及び附属施設</p> <p>②公共が管理する広場・墓園緑地・運動場など</p>	1/2	—	 <p>公園施設が対象、墓石自体は対象外</p>
都市災害復旧事業事務取扱方針	<p><市街地における></p> <p>堆積土砂排除事業</p> <p>（土砂の流入等で多量の泥土、砂礫、樹木等が市街地（宅地など）に堆積したもの）</p>			高 上 げ

堆積土砂排除事業

自然災害により市街地に多量に堆積した土砂を市町村が排除する事業（補助率1/2、他の法令により処理されるものを除く）



堆積土砂排除事業

【事業範囲】

市町村の市街地※1における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業
（他の法令により処理されるものを除く）

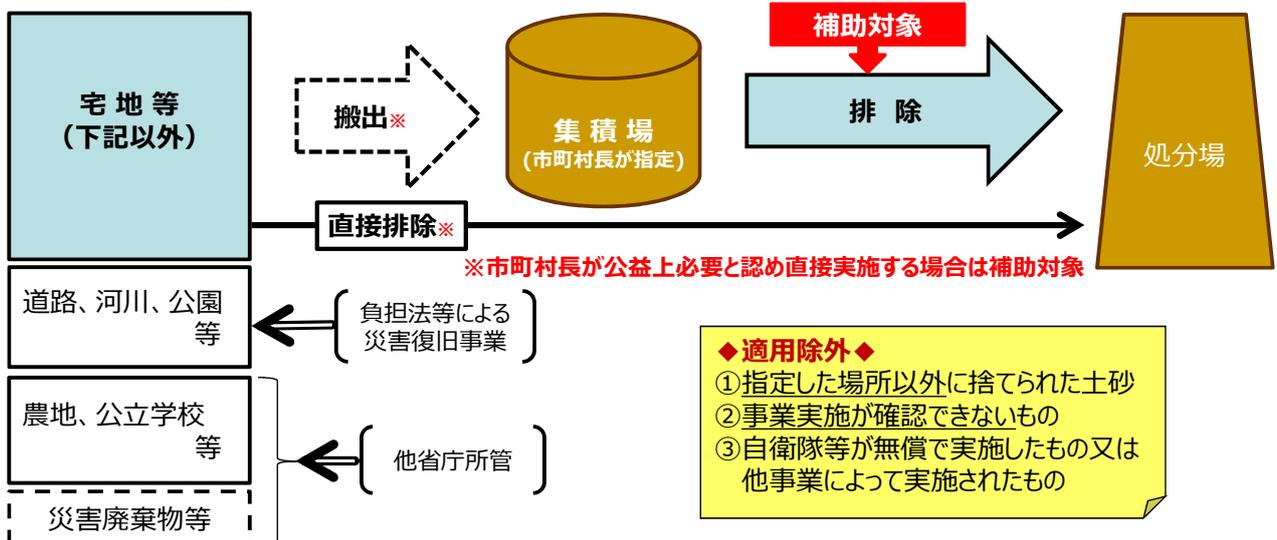
- (a) 堆積土砂※2の総量が30,000m³以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m³以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上

【補助率1/2：起債充当率100%（交付税措置95%）】

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地（独立した家屋が10戸以上隣接）
 ※2 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

【市街地における堆積】



市町村が一括撤去するスキーム

○宅地内

土砂混じりがれき

○道路等公共施設内

土砂混じりがれき



【財政支援】

土砂
流木

国土交通省
(堆積土砂排除事業)

がれき

環境省
(災害等廃棄物処理事業)

土砂等

国土交通省
(災害復旧事業)

①宅地⇔公共施設：面積按分

②宅地内(土砂等⇔がれき)：重量按分

堆積土砂排除事業の近年の活用事例

令和3年7～9月の大雨

5市(5県)で堆積土砂排除事業を活用。

青森県 むつ市、長野県 茅野市、静岡県 熱海市、
佐賀県 神埼市、長崎県 雲仙市

※下線の3市は、災害等廃棄物処理事業(環境省所管)と連携実施



事業実施例(静岡県熱海市伊豆山地区)

令和2年7月豪雨

9市町村(4県)で堆積土砂排除事業を活用。

岐阜県 下呂市、福岡県 大牟田市、佐賀県 嬉野市、
熊本県 八代市、人吉市、天草市、芦北町、津奈木町、球磨村

※下線の6市町村は、災害等廃棄物処理事業(環境省所管)と連携実施



事業実施例(熊本県八代市坂本地区)

令和元年東日本台風

13市町村(7県)で堆積土砂排除事業を活用。

岩手県 久慈市、山田村、普代村、宮城県 丸森町、栃木県 佐野市、
群馬県 富岡町、嬭恋村、埼玉県 さいたま市、川越市、吉見町、
東京都 八王子市、長野県 長野市、佐久市

※下線の3市町は、災害等廃棄物処理事業(環境省所管)と連携実施



事業実施例(群馬県富岡市内匠地区)

平成30年7月豪雨

17市町(5県)で堆積土砂排除事業を活用。

兵庫県 神戸市、岡山県 倉敷市、広島県 広島市、呉市、竹原市、
三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、
熊野町、坂町、愛媛県 宇和島市、西予市、福岡県 太宰府市

※下線の11市町は、災害等廃棄物処理事業(環境省所管)と連携実施



事業実施例(広島市坂町小屋浦地区)

特殊地下壕等対策事業

1. 特殊地下壕対策（事業期間：令和8年度まで）

1) 事業目的 市街地に現存する旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置したい場合又は都市施設の災害復旧に伴い埋戻し、防災処理等が必要になるものに係る対策を支援し、もって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

2) 事業内容

- 市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となり、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う。
- 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行う。

3) 対象施設及び補助率

対象施設 … 旧軍、地方公共団体等が築造した特殊地下壕（防空壕及び防火水槽）
 ※一箇所の事業費が200万円以上のもの
 事業主体 … 地方公共団体
 補助率 … 1/2
 特別交付税… 地方負担分の8割



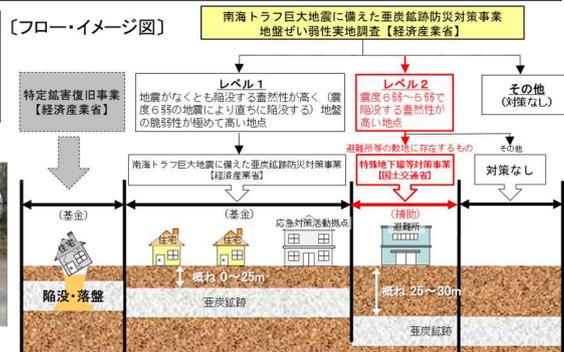
2. 亜炭鉱廃坑対策（事業期間：令和6年度まで）

1) 事業目的 市街地に現存する亜炭鉱廃坑のうち、南海トラフ巨大地震が発生した場合、避難所となる施設や応急対策活動の拠点施設等の敷地に存在するものに係る埋戻し等の対策を支援し、もって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

2) 事業内容 経済産業省事業で行う地盤脆弱性調査により、陥没又は落盤が発生する蓋然性が高いと判定（レベル2）された地点のうち、地域防災計画等に位置づけられた避難所等となる公共施設の敷地に存在する亜炭鉱廃坑の全部又は一部の埋戻し等を行う。

3) 対象施設及び補助率

対象施設 … 地盤脆弱性調査レベル2判定の地点のうち、地域防災計画等に位置づけられた避難所等の敷地に存在する亜炭鉱廃坑。
 ※一箇所の事業費が200万円以上のもの
 事業主体 … 地方公共団体
 補助率 … 1/2
 特別交付税… 地方負担分の8割



V-6 復興まちづくりのための事前準備について

復興事前準備の必要性

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防潮堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施 等



復興事前準備

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、**迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。**

- ・復興の手順や進め方を事前に決めておく
- ・復興における将来目標像を事前に検討・共有

○ 市町村が、早期かつ的確な市街地復興のための事前準備に取り組むための取組内容・留意点をとりまとめたガイドラインを策定

ガイドラインのねらい

- 復興事前準備の必要性と取組内容を明らかにし、市町村の復興事前準備の取組を促すこと
- 復興体制と復興手順を検討してもらい、地域防災計画と市町村マスタープランに復興事前準備を位置づける取組を促すこと

第1回委員会（7月31日）

- 復興事前準備に関する国の取組
- ガイドラインのイメージについて
- 検討の進め方、論点整理

第2回委員会（9月8日）

- 復興事前準備事例のヒアリング
- 復興事前準備に必要な取組事項の整理とガイドラインの構成案

第3回委員会（11月6日）

- ガイドラインの素案について
- 江戸川区でのスタディの実施報告

第4回委員会（12月26日）

- 和歌山県における復興計画事前策定について
- ガイドライン（案）について
 - ・既存計画への位置づけ
 - ・都道府県、コンサルタントに期待する役割等

第5回委員会（2月20日）

- ガイドラインのとりまとめ

【委員】

（学識）

中林 一樹	明治大学 政治経済学研究科 危機管理研究センター特任教授
加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター准教授
中村 英夫	日本大学 理工学部土木工学科 教授
竹谷 修一	国土技術政策総合研究所 都市研究部 都市防災研究室長
渡会 清治	認定特定非営利活動法人 日本都市計画家協会 副会長
松原 悟朗	都市計画コンサルタント協会 会長

（地方公共団体委員）

長尾 肇太	東京都 都市整備局 市街地整備部 企画課長
伊藤 敏起	和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課長

【オブザーバー】

池田 泰雄	内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官
後藤 史一	国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課 国土調査企画官
東野 文人	国土交通省 都市局 都市計画課 企画専門官

【事務局】

国土交通省 都市局 都市安全課

復興事前準備の取組内容について

体制

復興体制の事前検討

復興を進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

復興事前準備を継続的な取組とするため、市町村における既存の計画に位置づけを行う

1. 地域防災計画に、復興事前準備の取組を位置づける

地域防災計画に、復興体制、復興手順、復興訓練を位置づける

復興体制

- 災害復興本部の設置
- 復興計画・市街地復興計画の策定体制

復興手順

- 復興基本方針の策定
- 復興計画・市街地復興計画の策定
- 復興事業の計画の策定
- 建築制限

復興訓練

- 訓練の取組方針
- 復興訓練の対象者、実施時期、回数

<復興まちづくりの実手法のイメージの例>



面的な市街地整備による復興イメージ
出典：葛飾区都市計画マスタープラン平成23年7月

2. 市町村マスタープランに、復興事前準備の取組を位置づける

- ・市町村マスタープランの改訂時に、市町村の復興事前準備の取組の熟度に応じて記述することが望ましい
- ・復興まちづくりの基本的な考え方は、都市計画マスタープランの目標をもとにしつつ、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、より良いまちを目指すことを念頭におく

復興まちづくりの目標

- 復興で目指す都市構造の考え方
- 復興時の目標設定の考え方

復興まちづくりの実手法

- 復興まちづくりの実手法のイメージ

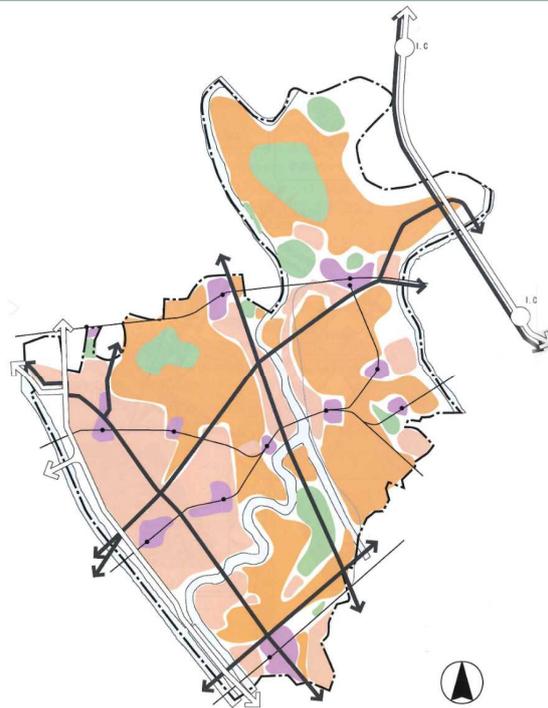
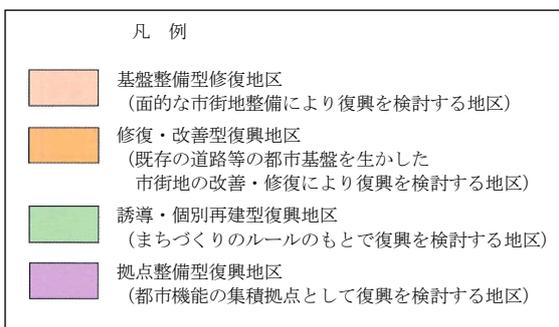
復興まちづくりの進め方

- 復興まちづくりの進め方や、住民との関わり方

都市計画マスタープランへの位置づけの事例(東京都葛飾区: Step6)

- 葛飾区では、「葛飾区都市計画マスタープラン」において「震災復興まちづくりの方針」を位置付け。
- 想定される被災状況及び道路等の都市基盤の整備状況を踏まえ、復興まちづくりの実手法について事前の検討を行っている。

□ 震災復興まちづくりの方針図



□ 復興まちづくりの手法 整備イメージ

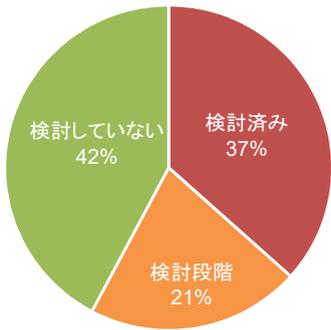


面的な市街地整備による復興イメージ

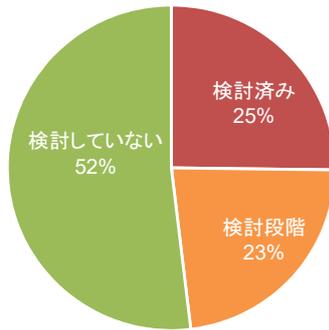
出典：葛飾区都市計画マスタープラン

■ 個別の取組(5項目)の検討状況

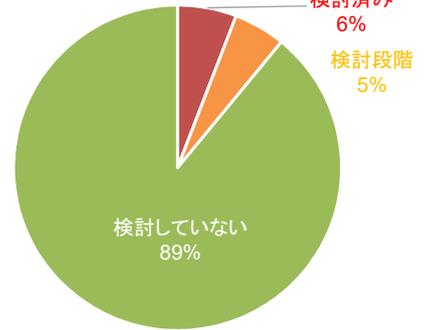
体制 復興体制の事前検討



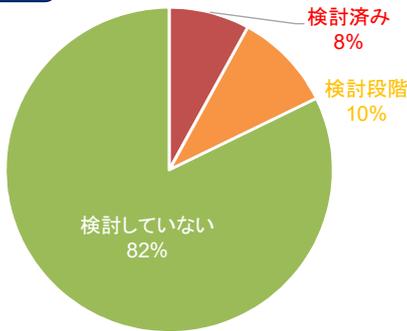
手順 復興手順の事前検討



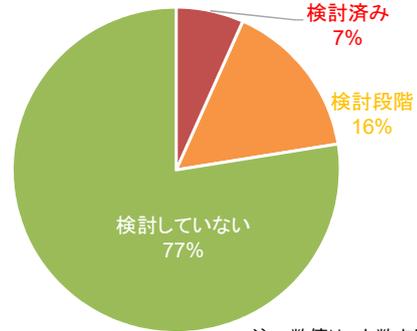
訓練 復興訓練の実施



基礎データ 基礎データの事前整理、分析



目標 復興における目標等の事前検討



注：数値は、小数点以下を四捨五入

復旧・復興まちづくりサポーターについて

＜制度概要＞

・「堆積土砂排除事業」「復興まちづくりのための事前準備」の2分野について、経験を有しており、他の地方公共団体へノウハウを伝授できる地方公共団体の職員及びOBを「復旧・復興まちづくりサポーター」として登録するとともに、サポーターからノウハウを受け継ぎ自らの対応力を高め、相互の意見交換等を通じて、全国的に取り組みを波及させる一助としたいと考える地方公共団体（「パートナー都市」）からなる「都市安全ネットワーク」を形成することで、全国における取り組みの推進・質の向上を図る。

